

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 企 発 第 1 5 6 号

平成29年 6 月 14 日

5 年保存（口訓）

本 部 長

地域公共交通網の形成に向けた関係機関との連携について（通達乙）

平成29年 3 月 12 日の改正道路交通法の施行により、運転免許証の自主返納や行政処分によって、運転をすることができない高齢者が増加することが予測されることから、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた取組についても、更なる推進が求められる。

この点、同法案の国会審議において、「運転免許の自主返納等の理由で自動車等を運転することができない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体等とも連携しながら中長期的な視点も含め適切に対策を講じていくこと」等を内容とする附帯決議がなされている（別添 1）。

これらのことから、警察庁においては、国土交通省に対し、地域ごとの実態に応じ、各地方公共団体や関係機関等が連携・協力して、持続可能な地域公共交通網を形成し、高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備に係る取組を推進することについて、協力依頼を行った（別添 2）。

そのため、県警察においては、

- 運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりの推進
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項に規定する協議会への積極的な参画及び同法に規定する地域公共交通特定事業の円滑な実施に向けた協力

等を引き続き行うとともに、地方公共団体の関係部局等と緊密に連携を図り、地域の実情に応じ、高齢者の移動手段の確保に向けた取組を推進することとしたので、各所属にあつては、上記主旨に沿った対応を図られたい。

（別添省略）